



平成 22 年度税制改正要望重要事項について

(経済産業省向け)

重要事項

【Ⅰ. 課税根拠の失われたガソリン税・軽油引取税の廃止を含む軽減・見直し】

- ・ 受益者負担原則に基づいて、道路特定財源として半世紀にわたって維持・引き上げられてきたガソリン税等を一般財源化したことは、納税者たる自動車ユーザーの理解を得られるものではない
- ・ ガソリン税等の暫定税率は、本来の課税目的に立ち返り撤廃、もしくは道路整備に使用されない分の税率を引き下げるべき

【Ⅱ. 消費税と石油諸税の適切な調整措置、とりわけ TAX ON TAX 排除を直ちに実施】

- ・ ガソリン税等の一般財源化により、消費税と石油諸税の調整ができない理由は解消
- ・ 税制抜本改革に向けて、適切な調整措置、とりわけ TAX ON TAX 排除を直ちに実施すべき

【Ⅲ. 環境税等の安易な導入に反対】

- ・ 「環境と経済の両立」を阻み、有効な手段となりえない環境税や国内排出量取引制度(キャップアンドトレード)の導入には反対
- ・ ガソリン税等の暫定税率分の環境税への組み替えなどに対し、ガソリン・軽油等のみに負担を負わせる根拠はない
- ・ 石油に更なる課税・増税することに反対、まずは石油諸税の抜本の見直しが先決

【Ⅳ. エネルギー間における課税の公平性の実現】

① 石油石炭税のエネルギー間における課税の公平性の確保の早期実現

	税率 (2007.4~)	熱量当り税負担 (円/10 ⁶ kcal)	比率
石 油	2,040円/kl	223円	100
L N G	1,080円/t	83円	37
L P G	1,080円/t	90円	40
石 炭	700円/t	110円	49

②自動車燃料に対する課税の公平性の確保

【Ⅴ. 不合理な石油税制の見直し】

ガソリン税・軽油引取税等の軽減と抜本の見直しおよび石油石炭税の軽減

【Ⅵ. エネルギーセキュリティ向上、低炭素社会づくりに資する税制の創設・延長】

自動車燃料として利用するバイオ燃料に係る支援策の延長および創設

- ① バイオ ETBE に係る輸入関税免税制度の適用期限の延長
- ② バイオ ETBE の原料として使用するバイオエタノール輸入関税の無税化

石油諸税と消費税の現状(平成 21 年度試算)

石油の売上高にかかる消費税	1兆	200億円
石油本体にかかる消費税	8,	500億円
TAX ON TAX分	1,	700億円
石油関連諸税	4兆4,	710億円
ガソリン税	2兆9,	092億円
軽油引取税(地方税)	9,	277億円
石油石炭税	5,	100億円
航空機燃料税		981億円
石油ガス税		260億円

国税収入
4兆8,155億円(予算)
のうち、7%を占める。

石油諸税(国税)
3兆5,433億円